

指定訪問看護サービス

契約書 ＜介護保険＞

株式会社Guide People
訪問看護ステーション 樂～らん～

訪問看護サービス契約書(介護保険用)

____様(以下「利用者」といいます)と、指定訪問看護事業者である

訪問看護ステーション 〇〇〜らん〜(以下「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う訪問看護又は介護予防訪問看護について、次の内容にて契約を締結します。

第1条(契約の目的)

事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し心身機能の維持回復(療養上の世話または診療の補助)をその内容とした第5条及び第6条に定める訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条(訪問看護計画)

1. 事業者は、主治医の指示に基づき、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて「訪問看護計画」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」を作成した場合、利用者に説明します。
2. 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って契約者の訪問看護計画を作成するものとします。
3. 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、訪問看護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
4. 事業者は、訪問看護計画について、契約者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
5. 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、又は契約者若しくはその家族等から訪問看護計画について変更の要請があった場合には、契約者及びその家族等と協議して、訪問看護計画を変更するものとします。
6. 事業者は、訪問看護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条(主治医及び居宅介護支援事業者等との連携)

1. 事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護サービスの提供を開始します。
2. 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携に努めます。
3. 事業者は、契約者に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、契約者が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保険・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第5条(介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、契約者の居宅に訪問看護師等を派遣し、契約者に対して心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。

第6条(介護保険給付対象外サービス)

1. 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付対象外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超える訪問看護サービスを提供できるものとします。
2. 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
3. 事業者は、第1項で定めるサービス提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第7条(訪問看護員の交替等)

1. 契約者は、選任された訪問看護員の交替を希望する場合には、当該訪問看護員が業務上不適切と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護員の交替を申し出ることができます。
2. 事業者は、訪問看護員の交替により、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

第8条(サービスの実施・記録等)

1. 事業者は第5条及び第6条で定められたサービスを実施するものとし、契約者はそれ以外のサービスを依頼することはできません。
2. 事業者及び訪問看護員は、契約者に対する訪問看護サービスの実施について記録を作成し、それを5年間適正に保存します。契約者又は代理人から開示の求めがあった場合は、その開示理由が厚生労働省医政局医事課が発令した「診療情報の提供等に関する指針」第8条に照らし合わせて検討し、可と判断した場合は閲覧・謄写に応じ、実費負担により、写しを交付致します。
3. 契約者はサービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)を無償で提供するものとします。

第9条(サービス利用料金の支払い及びその滞納)

1. 事業者は、介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が居宅介護サービス費として市町村から給付を受ける額(介護保険法の規定による)(以下、「介護給付額」という。)を、契約者に代わって市町村から支払を受けます。
2. 契約者は、第5条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金の内、自己負担分(介護保険法の規定による)を事業者に支払うものとします。契約期間中にこれが変更になった場合は、介護保険法令に従って改定後の金額が適応されます。
3. 第6条第1項に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
4. 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2カ月分以上滞納した場合は、事業者は14日以上期間を定めて、期間満了までに利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
5. 事業者は、前項に定める期間が満了した場合、この契約を文書により解除することができます。

第10条(利用者の解約権)

利用者は、事業者に対し1週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

第11条(事業者の解除権)

1. 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、この契約を解除することができます。
2. 事業者は、事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合があった場合は、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。この場合事業者は、利用者の主治医等と協議し、利用者に不利益が生じないよう必要な措置をとります。

第12条(契約の終了)

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

1. 第10条の規定により利用者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した時
2. 第11条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされた時
3. 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなった時
 - ・利用者が死亡した場合
 - ・契約者の要介護又は要支援認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ・契約者が介護保険施設に入所した場合

第13条(サービスの中止)

天災などの事業者の責に帰すべからざる事由により、サービスの提供ができなくなった場合、事業者は利用者に対するサービス提供の義務を負いません。

第14条(損害賠償)

事業者は、サービスの提供に伴って利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償致します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

事業者は、次の各号に該当する場合には、損害賠償責任を免れるものとします。

1. 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
2. 契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
3. 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
4. 契約者が、事業者及び訪問看護員の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

第15条(個人情報保護)

1. 事業者は、サービスを提供する上に知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
2. あらかじめ文書により利用者や家族の同意を得た場合、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

第16条(苦情対応)

1. 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
3. 事業者は利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何ら不利益を被る事はありません。

第17条(契約外条項等)

1. 1本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、事業者と契約者は双方誠意を持って協議するものとします。
2. 利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

契約を証するため本書を2通作成し利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保管するものとします。

契約締結日 年 月 日

利用者 (契約者)	住所	〒 ※マンション・建物名も記載して下さい		
	ふりがな 氏名	印		
	生年月日		年齢	
	電話番号		メール	

緊急連絡 先	ふりがな 氏名	関係	電話番号: メール:
-----------	------------	----	---------------

代理人	住所	〒 ※マンション・建物名も記載して下さい		
	ふりがな 氏名	印		
	利用者との関係			
	電話番号		メール	

事業者	所在地	〒558-0004 大阪府大阪市住吉区长居東4丁目2番3号FRONT FIELD長居東2階C		
	事業者名	株式会社Guide People		
	代表者	森下 建一 印		

事業所	所在地	〒558-0004 大阪府大阪市住吉区长居東4丁目2番3号FRONT FIELD長居東2階C			
	事業所名	訪問看護ステーション樂～らん～			
	事業所番号	2762090633			
	管理者	森下 建一			
	電話番号	06-6654-3669	070-8363-6356	FAX	072-344-5397
	説明者	印			